

空家等対策事業の実施状況について

(1) 関係機関との連携(対策の柱2、対策の柱4)

ア 愛知県司法書士会と協定を締結

実施内容

・令和5年1月31日(火)に協定を締結 【資料 1-2】

(2) 啓発事業(対策の柱1、対策の柱4)

ア 啓発冊子の配布

・「あなたの空き家 大丈夫ですか？」

実施内容

・市民から相談を受けた空家等の所有者等に対し、冊子を同封

また、広く市民の利用する施設等に冊子を配布・設置【資料 1-3】

イ 高齢者サロン等での周知

実施内容

・高齢者サロン等で啓発冊子を配布、PR を実施 【資料 1-3】

(3) 空家等の除却に対する支援(対策の柱5)

ア 補助金の活用

実施内容

・老朽空家等除却費補助金及び木造住宅除却工事費補助金の実施

【資料1-4】

(4) 相続財産管理人制度の検討(対策の柱6)

ア 相続財産管理人制度

実施内容

・所有者不明空家等について、相続財産管理人制度の検討 【資料1-5】

対策の柱(知多市空家等対策計画より)

令和元年度に策定した「知多市空家等対策計画」に基づき、6つの課題に対応した6つの柱を設定し、課題を解決するため各種対策を実施・検討します。

- | | | |
|------------------------|---|-------|
| ○空家等に対する関心を高めます | ➡ | 対策の柱1 |
| ○空家等の把握に努めます | ➡ | 対策の柱2 |
| ○空家等の適切な維持管理を支援します | ➡ | 対策の柱3 |
| ○空家等の利活用を進めます | ➡ | 対策の柱4 |
| ○空家等の除却及び除却後の跡地活用を進めます | ➡ | 対策の柱5 |
| ○管理不全となった空家等の解消に努めます | ➡ | 対策の柱6 |